

## 第224回宮城県個人情報保護審査会会議録

### 1 開会

事務局

ただ今から、第224回宮城県個人情報保護審査会を開会します。本日も委員5人全員の御出席をいただいておりますので、条例第50条第2項の規定に定める定足数を充たしており、会議は有効に成立しております。

それでは、議事に入らせていただきます。条例第50条第1項の規定によりまして、会長が議長を務めることとされておりますので、会長、よろしくお願いいたします。

### 2 議事

#### (3) 個人情報保護条例の改正について【公開】

佐々木会長  
事務局

それでは、条例改正について事務局から改正方針について説明願います。

個人情報保護条例の改正方針について、本日は4種類の資料を配付しております。「個人情報保護法等の改正内容と個人情報保護条例の改正方針」、「個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表」、「条例改正に伴うスケジュール(案)」、「要配慮個人情報収集状況の概要」となります。

初めに、「個人情報保護法等の改正内容と個人情報保護条例の改正方針」を使って説明をさせていただきます。こちらについては、6月の審査会で説明した資料と同様となります。個人情報保護法等の改正に伴いまして、個人情報保護条例につきましても、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の規定の新設、非識別加工情報の規定の新設、小規模取扱事業者への対応が必要である旨の説明をさせていただいております。そのうち、非識別加工情報への対応については、今回の条例改正には含めず、国等の実施状況を注視した上で、今後検討するものとしておりました。次に、要配慮個人情報の規定の新設については、前回の審査会での説明といたしまして、全ての項目を収集制限とする取扱いとするか、現行の収集制限を維持して、2段階の収集制限を実施するかを提案させていただいております。その後、に庁内照会なども行ったところですが、最終的な改正方針としまして、全ての項目を収集制限する方向での改正を予定しております。

次に、新旧対照表になります。これと個人情報保護事務の手引きの132ページも御覧下さい。条例の全文が掲載されておりますので、新旧と合わせて確認いただければと思います。まず、定義の部分ですが、現在の個人情報については、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう」としてありますが、これを、「次の各号のいずれかに該当するものをいう」といたします。そして、イとして、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画、写真、スライドフィルム(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。))若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第三項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。)を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。))と、ロとして、「個人識別符号が含まれるもの」と改正する予定となっております。

次に、要配慮個人情報につきましても、「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令(平成十五年政令第五百四十八号)で定める記述等が含まれる個人情報」としてあります。

第6条につきましても、5の2に「記録項目に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨」を加える予定となっております。登録簿につきましても、手引きの153ページを御覧下さい。現在の様式に要配慮個人情報に関する項目を追加する予定となっております。

第7条第4号の部分になります。現在は、「実施機関は、思想、信条又は信教に関する

個人情報及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない」としてありますが、「実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない」と改正する予定となっております。

4 ページ目の事業者に関する部分についてですが、個人情報保護法が適用される部分など、条例と重複する部分については削除する予定となっております。

続きまして、条例改正に関するスケジュールについて説明をさせていただければと思います。表の中央が、審査会で行っていただく事務となります。10月に実施機関向けに説明会を予定しております。その後、実施機関から事務概要が提出される予定となっております。11月の審査会において、どのような事務があるかについて報告させていただければと思います。その上で、12月から意見聴取を開始したいと思います。現在のところ、審査会から意見を聴いて類型答申としているものが、手引きの296ページにございます。こちらで、例外事項といたしまして、11項目が類型答申として定められております。庁内調査を実施した結果ですが、要配慮個人情報を収集している事務については、全体で416事務ございまして、法令等に定めのある事務を除いたものが、146事務ございます。146事務については、審査会の意見を聴く必要がある事務と考えております。その内容としては、多くが相談や職員等の採用事務となっております。今後、説明会などを通じて類似している事務についてまとめた形で、審査会へ諮りたいと思います。

佐々木会長  
事務局

今の説明について、御質問はありますか。

補足での説明となりますが、条例改正は11月議会へ上程いたしまして12月中頃に可決されると思います。個人情報の定義と小規模事業者の取扱いについては、公布日施行を予定しておりますが、要配慮個人情報に関する部分については、平成30年4月1日施行を予定しております。施行日までに審査会での審議をお願いしたいと考えております。そもそも施行されていない要配慮個人情報について、審査会の意見を聴くのはどうなんだとの御意見はあるかもしれませんが、そこは附則の部分で施行までの準備行為として、審査会での意見を聴くことを規定する予定になります。これは先行している県を参考としております。

細川委員  
事務局

実際に4月までに何件ぐらい、どのようなことがありそうか。また、審査会へどのように諮るつもりなのか、もう少し予定など詳しく教えて下さい。

現時点では、意見を聴く必要があるものが146事務ございます。各部局で相談事務や許認可など共通する事務もございます。また、現在の類型事項として整理されているものもございます。そういったものはまとめさせていただいて、相談事務であれば、どこの課とどこの課で行っており、このような理由で収集していますと説明をさせていただきたいと思います。

現在のところは、146事務となっておりますが、精査していきますので、この数は変動することになると思います。現状の条例でも類型化しておりますように、同じような形で作り直すようになると思います。類型については、現在の146事務についてどこのどのような類型に該当するかについて作業を進めまして、審査会の意見を聴くようになると思います。この事務はこの類型に馴染むのかどうかお聞きしていくと。類型に入らない事務については、例外にあたるものとして整理するようにしたいと思います。このようなステップを踏んで3ヶ月ぐらいかけて審査会へお諮りしたいと思っております。

佐々木会長

第7条第4項の部分で要配慮個人情報を収集してはならないとなっていて、例外として、「審査会の意見を聴いて必要と認めるとき」となっておりますので、それを類型化することによってよかったですでしょうか。思想、信条の部分が必要配慮個人情報に変わることによって、対象が増えたと言いますか、対象が加わったということでしょうか。

先ほど説明いただいた類型について、これから議論していくというイメージで良かったでしょうか。我々としては、一つ一つ意見が求められる仕事が増えるイメージではないですよね。

事務局

一つ一つ御意見を頂くよりは、類型をきちんと作っていくことに御意見をいただいて、そこにどのような事務が入っていくかを議論いただければと思います。

佐々木会長

新しい類型を作ってください、それを議論するイメージですかね。

中原委員 296ページの答申の類型事項は、これまでに個別の事務について答申があって、類型化するとこのような類型になるというものでしょうか。それとも類型としてこのような事務は、今後は収集して良いので諮問しなくて良いという意味でしょうか。

事務局 条例が制定された時に、ある程度想定される事務として類型したものとなります。

佐々木会長 条文の作りとしては、第7条第4項で審査会の意見を聴くことになっていて、それで「相当な理由があれば」となっていますが、相当な意見を初めから類型として整理していて、この類型であれば例外として意見を述べたような形で取り扱われているということでしょうか。

中原委員 個別の事務が類型に当たるかどうかは、審査会へ諮るわけではなく、実施機関が判断しているということでしょうか。

事務局 今までですとそうなります。

佐々木会長 その問題はあると思います。類型は決めたが、類型に入るか入らないのかチェックできるのか。類型を定める時に、クリアーになっていけば類型に該当するかしないかの判断は容易でしょうが、抽象的になってしまうと類型化で疑問になるようなことも起こると思います。そういったことを議論していくのも、審査会の意義の一つかもしれませんね。

米谷委員 146事務の内容といますか、事務の内容をある程度審査会で把握できるだけの御説明があればいいかと思います。その上で類型化を考えていければ、この事務はこの類型に当たるのでといった形で整理できればいいと思います。そこで類型に当てはまらなければ個別に整理するということですね。

中原委員 今回の検討で今までの類型に当てはまらないものがあれば、新しい類型を作ることも検討されていますかね。

事務局 今回の改正で、病歴や健診に関することなどが増えておりますので、その部分でも新しい類型は必要になるのではないかと考えております。

佐々木会長 現在の類型答申でも、「等」となっておりますので、そのあたりが怖いですね。皆さんで検討するには良い機会かとは思いますが。

事務局 バランスが難しい部分になりまして、類型できっちりと決めてしまいますと個別に答申しなければならぬものが増えてしまいまして甲案件となります。そして、一つ一つ答申を作る必要が出てきてしまいますし、ただ、あまりに包括的に類型を作ると、そこで何でも処理できるとするのにも問題かと思えます。

佐々木会長 類型は条例などで改正ではなくて、内部での決め方ですよ。

事務局 そうなります。

佐々木会長 例えば、きちっと決めてしまってますね。そうすると審査会に諮る事案が増えますが、その中で、フィードバックして類型を変えていくという作業が進めましようかというアプローチもあるでしょうし、ある程度のところで大量に事案が発生しないように限定しすぎないようにするアプローチもあるでしょうし、そのあたりの決め方が難しいですよ。

事務局 1回目は厳格に決めてしまっていて、フィードバックして、答申に答申を重ねて改正していくこともあると思います。どちらのアプローチでいくかも悩む部分となります。そのあたりも審査会で御意見をいただければありがたいと思います。

中原委員 根本的には国の法律の定義に合わせる形での改正となりますので、収集制限の範囲が広がってくると。個人情報の慎重な取扱いとしては良い事だと思いますが、かなり例外が発生してきて審査会へ諮る部分が増えてくると。本来の意味は、個別の審査を予定した規定だと思いますが、ここで包括的に認めようとするやり方ですので、そこにやや無理があつてですね。例えば健診などは、本人の同意のもとに本人から直接収集する事はあっていい事だと思いますので、それを条例上は原則禁止されていて審査会で例外を認めると。類型化するのであれば条例で類型化することもできるのではないかと思いますので、今回の改正では技術的に難しいと思いますが、今後検討いただければと思います。

事務局 国の法律では、要配慮個人情報の定義は導入されましたが、収集制限ということはありません。条例で行っている収集制限は法律よりも厳しい取扱いとなります。先に制限をしているものを法律に合わせてレベルを下げる改正も難しくなります。そうしますと、業務上必要なものが制限されて、例外で判断して業務を行わなければならないものもあ

して、どのように条例を規定していくかが悩むところではあります。実施機関に意見を聴いたところ、本人同意を例外と認めてほしいとの意見もありました。しかし、全国的にも本人同意を認めているのは1県しかありません。センシティブ情報は、本人の同意があっても収集できないとするのが今までの規定ですので、今回の改正で本人同意を追加するのもどうかと思ひまして、今回の改正には含めておりません。

佐々木会長

今後の議論の仕方ですが、新たに加わったものを含めて類型をきちんと整理しましょうというのが1つと思います。もう一度最初から類型を判断して、これは問題があるのではないかということが始まってしまうと、当初の目的を超えてですね、そもそも論の議論になってしまいます。中身としては、思想や信条などのセンシティブな情報になると思います。慎重に判断しなければならないものもあるので、そういった議論が始まってしまうと、3回で終わるのかといった問題があるかと思ひます。決まった時には構成メンバーも変わっている事もあるかもしれません。引き続きですね、皆さんで検討しましょうかといった事になるかもしれませんし、始まってみないとわかりませんね。

米谷委員

対応が必要な対象事務がどこまで詳細に一覧化されて、我々が判断できる内容になるかにもよると思ひます。見てこれはここだね、類型に当たるねとなれば、ある程度簡単に進むと思ひますが、そこが不透明だと審議も難しくなると思ひます。

佐々木委員

ここにエネルギーを注がないと、ここで決まってしまうものは、今後もそのまま進んでいきますので、ここでエネルギーを注がないといけないかと思ひます。この3回については時間をかけていかないといけないと思ひます。

桑村委員

1点確認ですが、類型について内部的な基準との話があったかと思ひますが、これは公開されているのでしょうか。

事務局

公開されています。

桑村委員

実施機関が判断するとのこともありましたが、今回議論をしてどのような類型が妥当かを決めた場合も公開するようになるのでしょうか。

事務局

登録簿に収集制限の例外に該当する場合は条例の根拠条文を書くことになっておりましたので、その部分で様式改正をおこなって外部の方が見たときにわかるような様式改正は必要かと思ひております。登録簿はHPには掲載していませんが、情報センター等で閲覧できるようにはなっております。

桑村委員

事務の内容によって、今後類型を変えるようになった場合に、行政の内部基準でも通達を変えた場合でも変えましたと公表する場合がありますので、変えた場合であれば変えましたとお知らせは必要かと思ひます。

事務局

類型を変えた場合にはHPでも公表しますし、個別の事案についてもHPで公表していきたいと思ひます。また、登録簿の様式についてもそのようなことがわかるように変更していきたいと思ひます。

桑村委員

そうすると、最初が肝心になりますよね。

佐々木会長

手引きもHPで公表していますよね。私たちが見られるものはだいたい公表されていますね。改正なども順番がついてHPで公表されていますね。

中原委員

個別事案の審査ではなく、立法事案の審査を審査会で行うようになってしまいますよね。

桑村委員

大きな作業になりますよね。